

山口県報

平成24年
10月2日
(火曜日)

目 次

- 告示
特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を
しなければならぬ区域の指定(環境政策課)……………
- 指定施業要件の変更予定保安林(下関市)(森林整備課)……………
- 公告
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)……………
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)……………
- 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(商政課)……………
- 下関都市計画道路の変更に関する公聴会の開催(都市計画課)……………

山口県告示第三百七十九号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

平成二十四年十月二日

山口県知事 山 本 繁太郎

- 一 形質変更時要届出区域
光市大字光井字武田二五二〇の一部
- 二 特定有害物質の種類
水銀及びその化合物

山口県告示第三百八十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である。

平成二十四年十月二日

山口県知事 山 本 繁太郎

- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
下関市豊田町大字江良字徳仙二から五まで、七から九まで、一一(次の図に示す部分に限る。)、一二、二〇五、字蟹廻り二一、二二、一三五の八から一三五の一三まで、一三五の一六から一三五の一八まで、一三五の三一、一三五の三一、一三五の九〇から一三五の九六まで、一三五の九九、字暮盤石一三五の七、字華山一三五の二〇から一三五の二六まで、一三五の二八(次の図に示す部分に限る。)、一三五の二九、一三五の三六から一三五の四四まで、一三五の五七、一三五の五八、一三五の七二から一三五の七六まで、一三五の八一から一三五の八五まで、一三五の八八、一三五の八九、一三五の九七、豊田町大字庭田字暮盤石二一の一、字高原一三二の一、一三二の二、一三二の六、一三二の九、一三二の一〇(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、一三二の二一、一三二の三一、一三二の三五から一三二の一七まで、豊田町大字鷹子字上山二六四の一、二六四の三、二六四の五、二六四の七、二六四の一〇から二六四の一五まで、二六四の二一、二六四の二二、字下山三六四の二
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 三 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市産業経済部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイキOne下関

所在地 下関市東大和町二丁目二番二号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所

ダイキ株式会社 愛媛県松山市美沢一丁目九番一号

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	兵庫県姫路市北条口四丁目四	変更後	兵庫県姫路市三左衛門堀東の町一二一
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	マックスパリュ西日本株式会社				

四 届出年月日

平成二十四年九月四日

五 変更年月日

平成二十三年十月三日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイキOne下関

所在地 下関市東大和町二丁目二番二号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所

ダイキ株式会社 愛媛県松山市美沢一丁目九番一号

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	佐藤 一郎	変更後	高橋 宰
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名					
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	ダイキ株式会社				

四 届出年月日

平成二十四年九月五日

五 変更年月日

平成二十四年四月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイキOne下関

所在地 下関市東大和町二丁目二番二号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所

ダイキ株式会社 愛媛県松山市美沢一丁目九番一号

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	兵庫県姫路市三左衛門堀東の町一二一	変更後	広島市南区段原南一丁目三番五二号
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	マックスパリュ西日本株式会社				

四 届出年月日

平成二十四年九月五日

五 変更年月日

平成二十四年五月十五日

(四七二) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十四年十月二日から平成二十五年二月四日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十月二日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイキOne下関

所在地 下関市東大和町二丁目二番二号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名
 ダイキ株式会社 愛媛県松山市美沢一丁目九番一号 高橋 宰
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更	前	後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	ダイキ株式会社	午前八時	午前六時三〇分
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	ダイキ株式会社	午前八時	午前六時三〇分
来客が駐車場を利用することができ	午前六時三〇分から翌日の午前零時三〇分まで	午前六時三〇分から翌日の午前零時三〇分まで	午前六時から翌日の午前零時三〇分まで
荷さばき施設において荷さばきを行うことができない時間帯	午前七時から午後七時まで	午前七時から午後七時まで	午前六時から午後九時まで

四 届出年月日
 平成二十四年九月五日
 五 変更年月日
 平成二十四年九月六日

(四七三) 下関都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、下関都市計画道路の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

平成二十四年十月二日
 山口県知事 山本 繁太郎

- 一 開催の日時
 平成二十四年十月二十三日(火曜日)午後七時
- 二 開催の場所
 下関市山の田東町四番一三号
 下関市立北部公民館
- 三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案
 変更する下関都市計画道路三・四・十八高尾旭線
 次のとおりとする。
- 四 公述の申出の手續
 (一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成二十四年十月十六日(火曜日)までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面(以下

平成二十四年十月二日印刷
 平成二十四年十月二日発行
 発行所 山口県庁
 山口県知事

「公述申出書」という。)を山口市滝町一番一号(郵便番号七五三-八五〇一)山口県土木建築部都市計画課に提出してください。
 なお、郵送の場合は、平成二十四年十月十六日までの消印のあるものに限りま

- (二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができる者を選定することがあります。
- (三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することがあります。
- (四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることができる者に通知します。

五 その他
 (一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三-九三三-三七三三)にしてください。

- (二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。
 山口市滝町一番一号
 山口県土木建築部都市計画課
 下関市貴船町三丁目二番一号
 下関土木建築事務所
 下関市南部町一番一号
 下関市都市整備部都市計画課

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。)